

物 品 売 買 契 約 書

売出人 熊本南部森林管理署長 元山 英樹（以下「甲」という。）（登録番号 T8000012050001）と買受人 ○○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 別紙「物件内訳書」のとおり

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額金 円・消費税率 10%）とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付するものとし、内金 円は、入札保証金 金 円から充当する。

2 前項の契約保証金は、第 11 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が次条に定める売買代金を納付したときは、第1項に定める契約保証金は売買代金に充当する。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第4条 乙は、売買代金のうち前条に定める契約保証金を除いた金 円を甲の発行する納入告知書により納付期限までに支払わなければならない。

2 乙は、前項に定める納付期限までに売買代金を支払わないときは、その翌日から支払った日までの日数に応じ、第2条の売買代金につき年 3.0 %の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（売買物件の引き渡し等）

第5条 甲は、乙が売買代金を完納し名義変更完了を確認のうえ、物件の引渡しを行い、乙は、当該物件を受領したときは、甲に受領書を遅滞無く提出するものとする。

（危険負担）

第6条 乙は、本契約締結のときから売買物件の引き渡しのときまでにおいて、当該物件が、甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（かし担保）

第7条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第9条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他の費用は返還しない。

(充当の順序)

第10条 甲は、乙が売買代金及び延滞金を支払うべき場合において、現実に納付のあった金額が売買代金及び延滞金の合計に満たない場合は、延滞金、売買代金の順序で充当する。

(損害賠償)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときはその損害を請求できる。

(返還金の相殺)

第12条 甲は、第9条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第13条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第14条 本契約に関する訴えの管轄は、熊本南部森林管理署所在地を管轄する熊本地方裁判所とする。

(属性要件に基づく契約解除)

第15条 暴力団排除特約条項

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 16 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 17 条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2 乙は、前二条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

(その他)

第 18 条 売買物件は代金納入後、車体等に標示してある使用者名を抹消すること。

上記契約の締結をするため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

売払人 国 熊本県人吉市西間上町 2 6 0 7 - 1
分任契約担当官
熊本南部森林管理署長 元山 英樹

買受人 住所
氏名

物件内訳書

品目	車名・型式	数量	消費税等抜金額	消費税等金額	合計金額
乗用自動車					
乗用自動車					
乗用自動車					
計					